

予 防



火災の予防

予防行政の目的は、火災の予防及び火災による被害の軽減であり、その目的を達成するため、消防同意、査察、防火管理講習、幼年消防クラブ員の育成、危険物規制などの業務を実施しています。

平成31年4月1日からは、防火対象物を安全に安心して利用していただくため、重大な消防法令違反がある防火対象物の情報をホームページなどで公表しています。

防火対象物の現況

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義しており、そのうち、消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模などに応じて、防火管理者の選任や消防用設備等の設置などを義務付けています。市内の防火対象物については、不特定多数の者が出入りし、人命危険が高い特定防火対象物数は719棟で、全体の約28%を占めています。

1. 署別防火対象物の現況

R4.3.31現在

用途	区分	本部	南 署	北 署	総 数	
総 数		371	1,448	766	2,585	
1	イ 映画館・劇場	2			2	
	ロ 公会堂・集会場	9	39	32	80	
2	イ キャバレー・ナイトクラブ					
	ロ 遊技場	6	1		7	
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	ニ カラオケボックス等			1	1	
3	イ 待合・料理店					
	ロ 飲食店	2	26	21	49	
4	百貨店・マ-ケット等	13	52	34	99	
5	イ 旅館・ホテル	3	3	3	9	
	ロ 寄宿舎・共同住宅	83	584	265	932	
6	イ	(1) 特に防火対策の必要性の高い病院	5			5
		(2) 特に防火対策の必要性の高い有床診療所				
		(3) 及び 以外の病院、有床診療所、有床助産所	6		1	7
		(4) 無床診療所及び無床助産所		12	19	31
		(5) 老人短期入所施設・養護老人ホーム等	13	14	7	34
	ロ	(1) 救護施設				
		(2) 乳児院				
		(3) 障害児入所施設				
		(4) 避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等			1	1
		(5) 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等		4	8	12
	ハ	(1) 更生施設				
		(2) 助産施設・保育所等	4	11	13	28
		(3) 児童発達支援センター等		3		3
		(4) 身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	1	7	7	15
		(5) 幼稚園又は特別支援学校	1	7	6	14
7	学 校	75	8	3	86	
8	図書館		1	5	6	
9	イ 蒸気・熱気浴場					
	ロ 公衆浴場		1		1	
10	車両の停車場		1	3	4	
11	神社・寺院・教会		21	20	41	
12	イ 工場・作業場	19	181	27	227	
	ロ 映画・テレビスタジオ					
13	イ 車庫・駐車場	17	18	11	46	
	ロ 飛行機格納庫					
14	倉 庫	19	58	11	88	
15	前各項に該当しない事業所	44	127	95	266	
16	イ 特定複合用途対象物	42	154	126	322	
	ロ イ以外の複合用途対象物	7	112	35	154	
16の2	地下街					
16の3	準地下街					
17	文化財等		3	12	15	
18	延長50m以上のアーケード					

2. 中高層建築物

R4.3.31現在

用途	階数													総数
	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階以上		
総数	204	167	54	37	30	12	15	4	4	3	7	5	542	
映画館・劇場	1												1	
公会堂・集会場	1												1	
キャバレー・ナイトクラブ														
遊技場														
性風俗関連特殊営業を営む店舗等														
カラオケボックス等														
飲食店	1		1										2	
百貨店・マーケット等	3	1											4	
旅館・ホテル	1	1											2	
共同住宅	65	89	27	23	21	10	13	1	4	3	4	2	262	
病院・診療所		5	1	1	1								8	
老人短期入所施設・養護老人ホーム等	7	4	5										16	
救護施設														
乳児院														
障害児入所施設														
避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等														
老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等														
更生施設														
助産施設・保育所等	1												1	
児童発達支援センター等														
身体障害者福祉センター・障害者支援施設(口(5)を除く。)等														
幼稚園等														
学校	19	2											21	
図書館・美術館			1										1	
神社・寺院・教会	1												1	
工場・作業場	4												4	
自動車車庫・駐車場	2	2											4	
倉庫	2		1										3	
前各項に該当しない事業所	17	8	3	3	1								32	
特定複合用途対象物	55	28	12	5	3		2	2			2	3	112	
上段以外の複合用途対象物	24	27	3	5	4	2		1			1		67	

3. 防火管理者、消防計画を必要とする対象物及び届出状況

R4.3.31現在

用途	区分	防火管理者				消防計画届出数
		必要対象物		選任対象物		
		甲	乙	甲	乙	
総 数		713	160	653	147	794
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場				2
	ロ	公会堂又は集会場				29
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類				
	ロ	遊技場又はダンスホール				7
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等				
	ニ	カラオケボックス等				1
3	イ	待合、料理店の類				
	ロ	飲食店				21
4	百貨店、マ-ケット等				52	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所				4
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅				184
6	イ	(1)	特に防火対策の必要性の高い病院			3
		(2)	特に防火対策の必要性の高い有床診療所			
		(3)	(1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所			6
		(4)	無床診療所及び無床助産所			1
	ロ	(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム等			30
		(2)	救護施設			
		(3)	乳児院			
		(4)	障害児入所施設			
	ハ	(5)	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等			
		(1)	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等			1
		(2)	更生施設			
		(3)	助産施設・保育所等			22
		(4)	児童発達支援センター等			1
	ニ	幼稚園又は特別支援学校			13	
	7	小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校				28
8	図書館、博物館、美術館の類				4	
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類				
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの				1
10	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場					
11	神社、寺院、教会の類				10	
12	イ	工場、作業場				15
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
13	イ	自動車車庫又は駐車場				1
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
14	倉庫				3	
15	前各項に該当しない事業所				58	
16	イ	特定複合用途防火対象物				189
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物				24
16の2	地下街					
16の3	準地下街					
17	重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物				2	
18	延長50メートル以上のアーケード					

4. 消防用設備等設置状況

設備		総数	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防用ポンプ設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	消防機関へ通報する火災報知設備	非常警報設備	避難器具	誘導灯	消防用水	排煙設備	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント	無線通信補助設備
用途		総数																		
		3,963	195	77	171	12	7	1,088	6	108	88	505	454	1,072	9	11	5	132	23	
1	イ 映画館・劇場	11	1	1	1			2			1	2		2		1				
	ロ 公会堂・集会場	220	1		1			24		2		79	16	97						
2	イ キャバレー・ナイトクラブ																			
	ロ 遊技場	36	4	3	5			7				7	2	7		1				
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等																			
3	イ 待合・料理店							1						1						
	ロ 飲食店	123						23		2		27	8	63						
4	百貨店・マーケット等	213	6	9	8			56				28	7	92		5		2		
5	イ 旅館・ホテル	31	3		1			5	2	3	6	3	8							
	ロ 寄宿舎・共同住宅	999	39		64			328	83	1	73	213	95					86	17	
イ	特に防火対策の必要性の高い病院	30	2	4		1		5	1		5	4	1	5				2		
	特に防火対策の必要性の高い有床診療所及び 以外の病院、有床診療所、有床助産所	46	3	4	2			7	1		8	5	6	7				3		
	無床診療所及び無床助産所	57						5		3		10	4	35						
	養護老人ホーム等	157		32	1			35			35	11	6	35				2		
ロ	救護施設																			
	乳児院																			
	障害児入所施設																			
	障害者支援施設等	12		3				3			3			3						
ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等	23						2				3	1	17						
	更生施設																			
	助産施設・保育所等	69						20			12	4	9	24						
二	幼稚園等	31	1				14				2	6	8							
7	学校	210	52					65				53	28	11				1		
8	図書館	11	2		1			4				1	2				1			
9	イ 蒸気・熱気浴場																			
	ロ 公衆浴場	2										1	1							
10	車両の停車場	2						2												
11	神社・寺院・教会	36	1		1			4		2		16	3	9						
12	イ 工場・作業場	173	26		7	2	4	86		2	3	6	2	33	2					
	ロ 映画・テレビスタジオ																			
13	イ 車庫・駐車場	60			28			22				2		8						
	ロ 飛行機格納庫																			
14	倉庫	62	5		1	4	2	25		2			21	1			1			
15	前各項に該当しない事業所	369	30		22	1	1	89		1		71	23	119	3		4	5		
16	イ 特定複合用途対象物	721	16	21	26	4		180	4	5	12	70	85	267	3	4		19	5	
	ロ イ以外の複合用途対象物	167	3		2			39		2		24	28	57				11	1	
16の2	地下街																			
16の3	準地下街																			
17	文化財等	11						11												
18	延長50m以上のアーケード																			

消 防 同 意

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、その安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

この制度の運用にあたって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行っています。

1. 年度別消防同意処理件数

種別	年度別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
同意		88	100	100	91	133
審査不能		0	0	0	0	0

2. 用途、署別建築同意状況

R3.4.1 ~ R4.3.31

用途		区分	本部	南署	北署	総数
総 数			20	88	25	133
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場				
	ロ	公会堂又は集会場			1	1
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類				
	ロ	遊技場又はダンスホール				
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等				
3	イ	待合、料理店の類				
	ロ	飲食店		1	1	2
4		百貨店、マ-ケット等		2		2
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所				
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	1	6	3	10
6	イ	特に防火対策の必要性の高い病院				
		特に防火対策の必要性の高い有床診療所及び 以外の病院、有床診療所、有床助産所	2			2
		無床診療所及び無床助産所		1	2	3
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	2	1		3
		救護施設				
		乳児院				
		障害児入所施設				
	ハ	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等		1	1	2
		老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等			1	1
		更生施設				
ニ	助産施設・保育所等			2	2	
	児童発達支援センター等					
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	12			12
8		図書館、博物館、美術館の類				
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類				
	ロ	1に掲げる公衆浴場以外のもの				
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		1		1
11		神社、寺院、教会の類				
12	イ	工場、作業場		6		6
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
13	イ	自動車車庫又は駐車場				
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
14		倉庫	2	3		5
15		前各項に該当しない事業所		16	5	21
16	イ	特定複合用途防火対象物		2	2	4
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物		3	1	4
		住宅		44	5	49
		エレベーター・工作物				

予 防 査 察

消防本部及び消防署では、火災の予防及び火災による被害を軽減するため、防火対象物に立ち入って現状を調査し、関係者に質問するなどして消防法令違反の有無を検査しており、もし消防法令違反が認められた場合は、是正指導を行っています。

特に、不特定多数の方や災害弱者の方などが利用する防火対象物の火災で多くの方が亡くなっていることから、それらの査察を優先して実施しており、火災危険が高い消防法令違反を確認した際は、時期を逸することなく上位措置へ移行するなど、重大な違反対象物の撲滅に努めています。

1. 予防査察実施状況

R3.4.1～R4.3.31

用途		区分	査察件数			
			本部	南 署	北 署	総 数
		総 数	168	411	313	892
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3			3
	ロ	公会堂又は集会場	8	17	46	71
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類				
	ロ	遊技場又はダンスホール	6	1		7
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等				
3	イ	待合、料理店の類			1	1
	ロ	飲食店	1	22	27	50
4		百貨店、マ-ケット、その他物品販売業を営む店舗等	14	28	37	79
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	1	2		3
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	37	119	36	192
6	イ	特に防火対策の必要性の高い病院	3			3
		特に防火対策の必要性の高い有床診療所及び 以外の病院、有床診療所、有床助産所	4		1	5
		無床診療所及び無床助産所		10	12	22
		老人短期入所施設、養護老人ホーム等	12	14	3	29
	ロ	救護施設				
		乳児院				
		障害児入所施設				
	ハ	避難困難障害者等を主として入所させる障害者支援施設等		1		1
		老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等		2	7	9
		更生施設				
		助産施設・保育所等	4	9	14	27
		児童発達支援センター等		3	4	7
二	身体障害者福祉センター・障害者支援施設(ロ(5)を除く。)等	1	10	12	23	
二	幼稚園又は特別支援学校	1	3	6	10	
7		小学校、中学校、高等学校、大学又は各種学校	21	5	1	27
8		図書館、博物館、美術館の類			1	1
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類				
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外のもの				
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場			1	1
11		神社、寺院、教会の類		3	5	8
12	イ	工場、作業場	1	3	4	8
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ				
13	イ	自動車庫又は駐車場	6		5	11
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
14		倉庫	5	1		6
15		前各項に該当しない事業所	7	34	32	73
16	イ	特定複合用途防火対象物	31	95	54	180
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	2	29	4	35
16の2		地下街				
16の3		準地下街				
17		重要文化財、重要民族資料、史跡等の建造物				
18		延長50メートル以上のアーケード				
19		市町村長の指定する				
20		総務省令で定める舟車				

幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事をよく理解してもらうことで、火遊びなどによる火災の減少を図ろうとするものです。

春と秋の火災予防運動期間中には、防火法被を着用して登園したりするなど、市の火災予防広報にも貢献してくれています。

	クラブ数	クラブ員数
幼年消防クラブ(幼稚園)	16	744

防火管理講習実施状況

防火管理者は、消防法で定める一定の資格を必要としていることから、その資格付与を目的に、消防長が法令に基づいて行う講習会を実施しています。

年 次	防火管理新規講習				甲種防火管理再講習	
	甲 種		乙 種			
	回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
令和元年	2	94	未実施		1	14
令和2年	2	93	未実施		1	17
令和3年	3	113	未実施		1	15

危険物規制

消防法では指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いを一般的に禁止しており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合には、原則、市町村長などの許可を受けた製造所、貯蔵所及び取扱所で行わなければなりません。そして、これら危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準や危険物施設内での貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、消防法で定められています。これは、危険物火災が発生すれば、市民に多大な被害をおよぼす可能性が高いためです。そのため、消防職員は危険物による災害を未然に防止するために、危険物施設の立入検査、危険物取扱者への保安教育の実施、危険物運搬時の安全を確保するための指導などを実施しています。

1. 数量別危険物製造所等の数

R4.3.31現在

区分 倍数	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				総 計	
		屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送		一 般
5 倍以下		11	1		13		4	1	6				7	43
5 倍超 10倍以下	1	5	1	1	3			2					7	20
10倍超 50倍以下	3	3	1		8			3	5				1	24
50倍超 100倍以下	1				5		14							20
100倍超 150倍以下		1						3						4
150倍超 200倍以下		2							2					4
200倍超 1000倍以下	1	1			1				14				1	18
1000倍以上														0
合 計	6	23	3	1	30	0	21	6	27	0	0	0	16	133



給油取扱所に埋設するタンクの検査

2. 製造所等に関わる申請、届出等受理状況

R3.4.1～R4.3.31現在

申請・届出種別	区分等 総数	製 造 所	貯蔵所							取扱所				そ の 他
			屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般	
危険物製造所等設置許可申請書	6		1			1		3					1	
危険物製造所等変更許可申請書	3							1		2				
危険物製造所等仮使用承認申請書	2									2				
危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書	11		1							9			1	
危険物製造所等完成検査申請書	20	1	2					4		10			3	
完成検査済証再交付申請書	0													
危険物製造所等完成検査前検査申請書	0													
危険物製造所等譲渡引渡届出書	0													
危険物製造所等品名、数量又は指定数量の 倍数変更届出書	1		1											
危険物製造所等廃止届出書	9		2			2		2		1			2	
危険物保安統括管理者選任・解任届出書	0													
危険物保安監督者選任・解任届出書	20		4	1		9				5			1	
予防規程制定変更認可申請書	10									10				
休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏 れの点検期間延長申請書	0													
休止中の地下埋設配管の漏れの 点検期間延長申請書	0													
危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書	2					1				1				
製造所等の軽微な変更届出書	80	5	6	1	2	11		5	6	37			7	
製造所等休止又は再使用届出書	0													
製造所等危険作業施行届出書	8		3							1			4	
危険物取扱責任者選任・解任届出書	21		1			9		4					7	
事故発生届出書	0													
タンク検査済証再交付申請書	1							1						
地下タンク等定期点検結果報告書	8					3				5				
消防用設備等（特殊消防用設備等） 点検結果報告書	6		1			1				2			1	1
地下貯蔵タンク等の在庫管理及び危険物の漏え い時の措置に関する計画届出書	0													
改修（計画）報告書	9			1		2		2		3			1	
前記以外	10					1		1		4			4	
合計	227	6	22	3	2	40	0	23	6	92	0	0	32	1